

一一 国是

(1)ロメヤ)

一 「国是」という言葉は、法令上の用語ではなく、その明確な定義は言い難いが、一般には、国家としての方針のことをいうとされている。

二 「国是」という言葉が用いられているものとして、非核三原則に係る各種の国会決議がある。また、非核三原則については、政府の国会答弁等においても、（国の重要な政策、基本政策である、あるいは国民から広く支持された政策であるという意味において）「国是」という言葉が度々用いられている。

なお、国会決議、国会答弁等において、「国是」の語が繰り返し用いられている事柄は、非核三原則以外には見当たらない。

(1) なお、ある事柄を「国是」であるとした場合、そのこと自体によって特別の法律上の効果が生ずるものではない。例えば、非核三原則が「国是」であるからといって、憲法上、一切の核兵器の保有が禁じられているとの解釈が導かれるものではない。)

(参考資料)

- 非核三原則を「国是」であるとした国会決議
- (1) 昭五一・四・二七 衆・外務委「核兵器の不拡散条約に関する件」

政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

(後略)

(2) 昭五三・五・二三 衆・本会議「国際連合軍縮特別総会に関する決議」

(3) 昭五三・五・二四 参・本会議「同上」

(4) 昭五六・六・五 衆・外務委「核軍縮に関する件」

(5) 昭五七・五・二七 衆・本会議「第一回国際連合軍縮特別総会に関する決議」

(6) 昭五七・五・二八 参・本会議「同上」

(7) 昭六三・五・一五 衆・本会議及び参・本会議「第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議」

米ソ両国により、中距離核戦力全廃条約が署名され、更に両国間で戦略核兵器の大幅削減を目指す交渉が進められていることは、核軍縮の促進のために明るい展望を開くものであり、今や全面完全軍縮なんぞく核兵器の廃絶という人類共通の究極の目標に対する期待には大なるものがある。

このような時に、本年、第三回国際連合軍縮特別総会が開催され、世界的規模で軍縮問題が討議されることとは誠に意義深い。世界の恒久平和、特に、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないことを願い、非核三原則を国是として堅持する我が国国民の軍縮特別総会に寄せる期待にも誠に強いものがある。

(質問主意書・答弁書)

一一について

政府は、非核三原則を国是として堅持するとの方針を今後とも貫く所存である。

(昭五六・六・一六 対黒柳明・参)

(昭五七・一・一一 対草川昭三・衆)

(1)ロメモ

○質問主意書

八 武器輸出三原則・非核三原則は、共に国是であると政府は考えるのかどうか。

○答弁書

八について

(一) 武器輸出三原則は、武器輸出によって国際紛争等を助長することを回避することを目的として定められた重要な政策であり、また、非核三原則は、我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいて定められた重要な政策である。

なお、非核三原則については、昭和五十六年一月二十六日に行われた施政方針演説において、国是である旨言及している。

(昭五九・六・一 対秦豊・参)

(一) 我が国の防衛は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、近隣諸国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を国是とし、昭和三十二年に閣議決定された「国防の基本方針」に定められているとおり、国際協調等世界平和への努力の推進、民生安定等による安全保障基盤の確立、効率的な防衛力の漸進的な整備及び日米安全保障体制を基調とする基本方針としている。

(昭五九・七・一〇 対稻葉誠一・衆)

一から三まで及び八について

非核三原則にいう「持たず」、「造らず」、「持ち込ませず」は、それぞれ重要な原則であり、非核三原則を堅持することは政府の一貫した政策である。政府としては、今後とも非核三原則を堅持する所存で

ある。我が国のこの政策については、既に内外に周知徹底されているところであり、政府としてはこれを改めて法制化する必要はないと考えている。

(国会答弁例)

[参・予算委 昭四七・四・一八
竹下内閣官房長官 答弁]

○国務大臣（竹下登君） いわゆる非核三原則を国是とし、また、院の議決もいただいておるという立場において、いかなる国で行なわれましようとも、核実験、こういうものには政府として今日まで絶えず抗議を申し込むと、こういう姿勢をとっております。 . . .

[衆・内閣委 昭四九・一一・六
木村外務大臣 答弁]

○木村国務大臣 むしろ日本国の国民的な願望である核兵器の絶滅につながる確固たる方針に基づいて非核三原則というものはでき上がっておりますし、また、すでにこれは国会で決議をされておることありますから、私どもは、非核三原則というものは、日本の国是として今後も守っていかなければならぬ基本的な考え方であると思います。 . . .

[衆・本会議 昭五〇・五・六
三木内閣総理大臣 答弁]

○小林正巳君 それとも、国是とも言つべきこの原則を、いかなる場合も断固貫き通す決意であります

でしょうか。三木総理の明快なる御答弁を求めたいと思ひます。・・・

○内閣総理大臣（三木武夫君）・・・非核三原則は政府が従来堅持してきた方針であり、昭和四十六年の十一月、国会の決議もありまして、三木内閣がこれを堅持していくことは当然でござります。また、非核三原則について弾力的運用は考えておりません。

〔衆・予算委 昭五〇・一一・一三〕
〔三木内閣総理大臣 答弁〕

○橋崎委員・・・非核三原則というのは、平時の原則でござりますか、それとも緊急時も含めて日本の不変の国是でござりますか。

○三木内閣総理大臣 日本の不變の原則でござります。

〔参・本会議 昭五二・一一・一一〕
〔福田内閣総理大臣 答弁〕

○國務大臣（福田赳夫君）非核三原則をこの際法制化したらどうだらう、こういうお話でございますが、私は、非核三原則は、もうはつきり皆さんに申し上げておるんです。これはもう憲法にも似た国の大まかな基本的な原則になっておる、国会におきましてもすでに決議がある、そういうものでありますので、これをさらに法制化するというような必要は、政府といたしましてはいささかも感じておりません。

〔衆・外務委 昭五三・二・一〔四〕〕
〔福田内閣総理大臣 答弁〕

○福田内閣総理大臣　・・・わが国は非核三原則というものを国是としておる、それからまた核拡散防止条約に加入しておる、また原子力基本法を持っておる、こういうことでござりますので、現実の問題として核を持つ、こういう核を兵器として持つということはあり得ませんが、憲法解釈の問題とは別個の問題であると、いうふうに御理解願います。

[衆・本会議 昭五三・四・七
福田内閣総理大臣 答弁]

○内閣総理大臣（福田赳夫君）　・・・特に、非核三原則につきましては国会満場一致の御決議でもあり、私どもは国是にも似た大原則である、このような立場でこの原則を堅持したい、このように考えておるのでありますて、この見地から、いかなる核装備でありますても、いやしくも核装備は絶対に持たない、このようないたしておる次第でございます。

[参・本会議 昭五三・五・一〇
福田内閣総理大臣 答弁]

○国務大臣（福田赳夫君）　・・・政府の方針の問題といったしましては、非核三原則、これを最高の国是、これくらいに考えておるわけでありますて、もうこの辺で、憲法解釈論と政策論を混同するという、そういう見方は終わりとしていただきたいと、このように考えるのであります。

[参・予算委 昭五三・四・三
福田内閣法制局長官 答弁]

(1)ロメモ)

○政府委員（真田秀夫君）・・・核兵器の保有に関する憲法第九条の解釈についての補足説明を申し上げます。

（中略）

三 もつとも、一に述べた解釈において、核兵器であっても仮に自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有を許されるとしている意味は、もともと、単にその保有を禁じていらないというにとどまり、その保有を義務付けているというものではないことは当然であるから、これを保有しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであって、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、国是ともいうべき非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

以上でございます。

[参・本会議 昭五四・三・一六]
大平内閣總理大臣 答弁]

○國務大臣（大平正芳君）・・・わが国は、政策的な選択といったしまして、いわゆる非核三原則を国是ともいうべき政策として堅持しております。さらに、原子力基本法並びに核兵器不拡散条約の規定によりまして、一切の核兵器を保有し得ないとしていることは言うまでもないところでございます。・・・

[参・予算委 昭五七・四・五]
角田内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（角田禮次郎君）・・・核兵器のすべてが憲法上持てないというのではなくて、自衛のため必

要最小限度の範囲内に属する核兵器というものがもしありとすればそれは持ち得ると。ただし非核三原則といふが國の国是とも言うべき方針によって一切の核兵器は持たない、こういう政策的な選択をしている、これが正確な政府の見解でござります。

[衆・予算委 昭五八・一・一一
中曾根内閣総理大臣 答弁]

○中曾根内閣総理大臣 先日はとっさにお聞かれしたものですから、私は勉強不足でありました。私の記憶にはたしか外務委員会で何とかという、かんがみという言葉があつたのでいまのような答弁をしましたが、いまいろいろ御指摘をしていただきますれば、確かに国是であると私も認める次第でござります。

○大出委員 ・・・国際的にも明確になつてているという点について、非核三原則は国是である、そのことが国際的にも明らかになっているということをお認めいただけますか。

○中曾根内閣総理大臣 お認め申し上げます。

[衆・外務委 昭五九・六・一〇
安倍外務大臣 答弁]

○安倍国務大臣 ・・・非核三原則につきましては、それは鈴木総理もずっと言っておられますし、その後、歴代の総理大臣も言っておりますように、国の基本的な政策、そしてこれは国民から広く支持をされておるというようなことで、いわば国是とも言うべきものだ、こういうふうに我々としても考えておるし、これは国会が決議しておることは事実でございます。 ・・・

[衆・内閣委 昭五九・六・一(八)
藤波内閣官房長官 答弁]

○藤波国務大臣 ・・・ 政府が非核三原則といふことを明らかにしており、国会もそのように御意思を持つておられ、そして非常に国民の強い支持がその政策についてあるという場合に、ほとんど国民と一緒に一つの政策が固まっている、こういうふうに理解をする場合に国是と言ふのであるならば、非核三原則というのはそれにほとんど近いものになつておるのではないかというふうに思ひますので、国民と一緒な政府、国会、國民、非核三原則ということについては随分固まつた原則になつておる、こういう理解に立つておるというふうにお答えを申し上げておきたいと存じます。・・・

[衆・予算委 昭六三・一・一(三)
竹下内閣総理大臣 答弁]

○檜崎委員 それを確認したかったのですよ。三木総理大臣もそれを確認している。福田外務大臣も当時それを確認している。つまり、非核三原則というのは、平時、戦時を通じての日本の国是である、これを私は確認をしているのですよ。総理大臣、どうでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 国是である、ナショナルポリシーである、こういうふうに私も理解しております。

(参考資料)

○国語辞典における「国是」の意味

(1) 「広辞苑」(第五版)

, , , ゼ【国是】①(国を挙げて是ぜと認めたものの意) 国家としての方針。② (raison d'Etat フランス)

一国の政治は何よりも先ず自国の利益によって規定され、他のすべての動機はこれに従属せしめらるるべきだとする国家行動の基本準則。近代主権国家の形成に伴ってヨーロッパに普及。国家理性。

(2) 「三省堂国語辞典」

「くーぜ【国是】(名) その国の、国政上の方針。

(3) 「小学館日本国語大辞典」

「くーぜ【国是】(名) 国全体が是(ぜ)と認めた政治上の方針。一国の確定した施政方針。

(4) 「角川国語辞典」(改訂版)

「くーぜ【國へ國へ是】(名) 国の方針。國家・世論がよいと認めた政治上の方針。

(5) 「岩波国語辞典」(第五版)

「くーぜ【国是】(名) 国家としての方針。

(6) 「三省堂新国語大辞典」

「くーぜ【国是】(名) (世論が正しいと認めた) 国家の政治の方針。